

指定管理者候補者の選定結果について

1 施設概要

- ・名称 長崎港常盤・出島緑地（長崎水辺の森公園）
- ・所在地 長崎市常盤町2番17及び出島町2番8番10ほか

2 指定管理者候補者

- ・名称 長崎緑地公園管理事業協同組合
- ・代表者 代表理事 小川 雅明
- ・所在地 長崎市松が枝町3番19号

3 選定経過

(1) 募集期間 平成25年8月1日～平成25年8月30日(30日間)

(2) 応募団体(3者)

- ・長崎緑地公園管理事業協同組合
- ・団体A
- ・団体B

(3) 選定方法

第1回指定管理者選定委員会(平成25年7月25日)

- ・長崎県土木部指定管理者選定委員会設置要綱の説明
- ・委員長の選任
- ・委員会の進め方の決定
- ・審査基準の決定
- ・ヒアリング実施要領の決定
- ・指定管理者の選定結果等の公表の考え方の説明
- ・審査資料の申請者名の表示についての説明
- ・募集要項の決定

第2回指定管理者選定委員会(平成25年9月18日)

- ・申請状況の報告
- ・事業計画等に係る審議及びヒアリング候補の決定
- ・ヒアリングの進め方の決定

第3回指定管理者選定委員会(平成25年10月3日)

- ・申請者からのプレゼンテーション
- ・申請者に対するヒアリング
- ・審査・採点
- ・指定管理者候補者の選定
- ・選定理由の審議

以上、県管理港湾施設4施設について

第4回指定管理者選定委員会（平成25年10月9日）

- ・申請者からのプレゼンテーション
- ・申請者に対するヒアリング
- ・審査・採点
- ・指定管理者候補者の選定
- ・選定理由の審議

以上、県立都市公園3施設について

(4) 選定委員（50音順）

区分	氏名	職名
委員長	高橋 和雄	長崎大学名誉教授
委員	赤羽 耕介	公認会計士
委員	宮崎 明人	長崎県立大学教授
委員	牟田 久美子	長崎県地域婦人団体連絡協議会会長
委員	脇田 安大	公益財団法人ながさき地域政策研究所 理事長
専門委員	吉澤 健	一般社団法人日本マリーナビーチ協会 理事

(5) 選定結果（100点×5名＝500点満点） 専門委員を除く

長崎緑地公園管理事業協同組合 426点

団体A 373点

団体B 365点

審査基準及び採点結果は別紙1「審査基準及び採点結果」のとおり

(6) 選定理由

緑地の植栽管理で十分な体制が整っている。自主事業を展開するなど利用客の増加を心がけ、また、駐車場等の利用促進により、県の負担軽減に努めている。

(7) 議事要旨

別添「選定委員会議事要旨」のとおり

(8) 事業計画書

長崎緑地公園管理事業協同組合 事業計画書

（長崎県土木部港湾課で閲覧できます。）

4 今後のスケジュール

(1) 平成25年11月定例会県議会に議案提出

(2) 議決後、指定管理者として知事が指定

(3) 指定管理期間 平成 2 6 年 4 月 1 日 ~ 平成 3 1 年 3 月 3 1 日 (5 年間)

5 問い合わせ先

〒 8 5 0 - 8 5 7 0 長崎市江戸町 2 番 1 3 号 土木部港湾課管理班
電話 (0 9 5) 8 2 4 - 3 6 2 5 / F A X (0 9 5) 8 2 1 - 9 2 4 6
E-mail s08040@pref.nagasaki.lg.jp

長崎港常盤・出島緑地（長崎水辺の森公園）

事項	区分	配点	評価の観点	細配点	満点 × 5	長崎緑地公園管理事業協同組合	団体 A	団体 B
1 住民の平等な利用の確保	利用者の平等な利用を確保する方策	(適否)	・ 利用者が平等に利用できる届出・許可の手續制度とされているか			○ 適	○ 適	○ 適
			・ 利用許可や届出受理等の事務に関する運用基準の遵守について十分な認識があるか			否	否	否
(小計)			(-)	(-)		(-)	(-)	(-)
2 施設の効用を最大限発揮すること	施設の設置目的との適合性	5	・ 公共施設として設置した県の目的を十分に理解しているか	2	10	10	10	10
			・ 施設の適正な維持管理及び利活用の促進について十分な認識があるか	3	15	14	13	14
	利用者に対するサービスの向上	10	・ 施設内の樹木、芝生、花壇等の育成・管理方法が県の要求水準を満たしているか	2	10	10	10	7
			・ 施設の清掃方法が県の要求水準を満たしているか	2	10	9	10	9
			・ 施設内の警備・安全対策が適正かつ具体的か	2	10	9	9	9
			・ 違反駐車、犬の放し飼いや利用者マナーに対する対策について十分な認識があるか	1	5	5	5	5
			・ 施設の軽微な補修方法が適切かつ具体的か	1	5	5	5	5
			・ 施設の軽微な補修の範囲及び実施における県との調整について十分な認識があるか	2	10	9	10	9
	施設の利活用の方策	15	・ 施設の利活用の促進に関する方針・手法が適正かつ具体的か	5	25	21	17	17
			・ 施設を利用した自主事業の実施方法が適正かつ具体的か	5	25	20	17	16
・ イベント企画等における公共性の確保について十分な認識があるか			5	25	20	12	17	
利用料金の設定額	5	・ 行為許可に関する料金設定が条例で定めていた使用料と比較して適正か	3	15	14	14	14	
		・ 駐車場及びレストランの料金設定が条例で定めていた使用料と比較して適正か	2	10	10	9	10	
長崎港全体の振興策	5	・ 長崎港の港湾施設として運営するうえで近隣の港湾施設と連携を図り、港全体の振興を図ることについて十分な認識があるか	5	25	21	15	19	
施設の管理に関する新しい視点、考え方など	5	・ これまでの行政による直管管理と比較して新しい視点、考え方に基づく施設管理のあり方を適正かつ具体的に記載しているか	5	25	18	18	16	
(小計)			45		225	195	174	177
3 施設の管理運営経費の縮減	収支計画の妥当性	15	・ 管理運営に関する事業計画と整合した収入計画となっているか	4	20	18	16	12
			・ 管理運営に関する事業計画と整合した支出計画となっているか	4	20	17	15	12
			・ 人件費の設定に著しい不適切はないか	3	15	14	13	14
			・ 管理経費の県負担の軽減の程度が適正であるか	4	20	19	14	9
	収入の確保と経費節減の方策	10	・ 利用料金収入及び自主事業収入の方策が適正かつ具体的であり、収入確保について十分な認識があるか	5	25	20	19	17
・ 人件費、維持管理費の積算及び外部委託の内容が適正かつ具体的であり、経費節減について十分な認識があるか	5	25	20	16	13			
経営の安定	5	・ 経営状況が安定しているか	5	25	19	21	17	
(小計)			30		150	127	114	94
4 施設の管理を安定して行う組織及び人員等の確保	組織及び人員などの運営体制の確保	10	・ 管理運営に関する事業計画と整合した運営体制となっているか	5	25	21	15	18
			・ グループの場合、構成員の個々の役割や責任の所在が明確な運営体制となっているか	5	25	19	19	18
	専門職員の配置と効率的な運営体制の確立	10	・ 有資格者や管理経験者など専門職員を適正に配置しているか	3	15	14	12	15
			・ 管理事務所の開所時間・配置人員、緊急対応の組織体制が確立しているか	3	15	11	12	14
			・ 各種苦情の処理、各種申請・届出の処理、違法行為の指導を効率的に行う運営体制となっているか	4	20	16	14	12
類似事業のノウハウの有無	5	・ 類似した施設等の管理実績があるか	5	25	23	13	17	
(小計)			25		125	104	85	94
(合計)			100		500	426	373	365

別添 長崎県土木部指定管理者選定委員会 議事要旨

1. 委員会の開催状況

- 第1回 平成25年7月25日(木) 10:30~15:15
- 第2回 平成25年9月18日(水) 9:55~14:35
- 第3回 平成25年10月3日(木) 10:30~15:30
- 第4回 平成25年10月9日(水) 13:00~16:10

2. 審議内容

【第1回指定管理者選定委員会】

- (1) 事務局から長崎県土木部指定管理者選定委員会設置要綱の説明があった。
- (2) 委員長の選任
 - ・委員の互選により、委員長が選任された。
 - ・委員長が、委員長に事故のあるときに職務を代理する委員を指名した。
- (3) 委員会の進め方の決定
 - ・第2回で書面審査、ヒアリング候補者を決定し、第3回及び第4回で申請者からの事業説明、ヒアリングを実施して委員による採点后、候補者を選定することが決定された。
- (4) 審査基準の審議
 - ・審査基準案について審議が行われ、事務局案が了承された。
- (5) ヒアリング実施要領の審議
 - ・ヒアリング実施要領案について審議が行われ、事務局案が了承された。
- (6) 事務局から指定管理者の選定結果等の公表の考え方の説明があった。
- (7) 事務局から審査資料の申請者名の表示について説明があり、申請者名を匿名として審議を行うことで了承された。
- (8) 募集要項の審議
 - ・募集要項について審議が行われ、事務局案が了承された。

【第2回指定管理者選定委員会】

- (1) 事務局から申請状況の報告
 - ・委員には申請者との間に利害関係がある者はいないことが確認された。
- (2) 事業計画等に係る審議及びヒアリング候補の決定
 - ・施設ごとに事務局より申請者の事業計画書の内容について説明。その後、事業計画書等の内容について審議が行われ、ヒアリング時の質問事項、ヒアリング時に提出を求める追加資料を決定した。
- (3) ヒアリングの進め方の決定
 - ・ヒアリング当日の具体的なタイムスケジュール、採点手順について確認が行われた。

【第3回指定管理者選定委員会】

- (1) 県管理港湾施設(長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバー、早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバー、長崎港松が枝国際ターミナルビル及び松が枝緑地、長崎港常盤・出島緑地(長崎水辺の森公園))について、申請者から

のプレゼンテーション、申請者に対するヒアリングが行われた。

(2) 採点、審議

採点結果

事業計画書等の内容に基づき採点を実施した。結果は別紙1～4のとおり。

指定管理者候補者の選定と選定理由

1) 長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバー

【候補者】

長崎サンセットマリーナ株式会社

【選定理由】

施設管理能力が高く、人員及び組織体制が整っている。自主事業も意欲的に取り組むとしており、企画力に優れている。

【意見】

施設の安全管理に留意した上で、県民の利便性に配慮し、海洋性スポーツ及び海洋性レクリエーションの基地として、より一層の利用促進に努めること。また、さらなる県費軽減に努めること。

2) 早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバー

【候補者】

ハウステンボス株式会社

【選定理由】

施設の安全対策、管理能力に優れている。利用者の拡大を推進するなど、意欲的な事業計画であり、県の負担軽減にも努めている。

【意見】

県民の利便性に配慮し、海洋性スポーツ及び海洋性レクリエーションの基地として、より一層の利用促進に努めること。

3) 長崎港松が枝国際ターミナルビル及び松が枝緑地

【候補者】

長崎緑地公園管理事業協同組合

【選定理由】

ターミナルビル管理及び緑地の植栽管理で十分な体制が整っている。ターミナル待合ホールや駐車場等の利用促進に積極的に取り組む方針であり、県の負担軽減に努めている。

【意見】

国際クルーズの増加が見込まれる中、長崎の海の玄関口として、利用者の安全を確保するとともに、クルーズ客のニーズを把握して、円滑な対応に努めること。

4) 長崎港常盤・出島緑地(長崎水辺の森公園)

【候補者】

長崎緑地公園管理事業協同組合

【選定理由】

緑地の植栽管理で十分な体制が整っている。自主事業を展開するなど利用客の増加を心がけ、また、駐車場等の利用促進により、県の負担軽減に

努めている。

【意見】

県民の憩いの場であるとともに、観光客も多いことから、快適な環境の維持、各種イベントの実施に努めること。

【第4回指定管理者選定委員会】

(1) 県立都市公園(百花台公園及び百花台森林公園、平戸公園及び田平公園、西海橋公園)について、申請者からのプレゼンテーション、申請者に対するヒアリングが行われた。

(2) 採点、審議

採点結果

事業計画書等の内容に基づき採点を実施した。結果は別紙5～7のとおり。

指定管理者候補者の選定と選定理由

1) 百花台公園及び百花台森林公園

【候補者】

長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体

【選定理由】

公園の維持管理について十分な体制を整えている。県民のスポーツ振興や地元と連携した観光客誘致にも積極的であり、県の負担軽減に努めている。

【意見】

島原半島の中核となる公園として、地元の活性化にも配慮すること。

2) 平戸公園及び田平公園

【候補者】

一般社団法人長崎県公園緑地協会

【選定理由】

公園の維持管理について十分な体制を整えている。県民のレクリエーション振興等に努めるとともに、地元と連携して観光客誘致にも積極的である。

【意見】

県負担のさらなる軽減に努めること。

3) 西海橋公園

【候補者】

グリーンメイク・岩永造園・中村造園指定管理者共同企業体

【選定理由】

公園の維持管理について十分な体制を整えている。県民のレクリエーション振興等に努めるとともに、地元と連携して公園の活性化を図っている。

【意見】

県負担のさらなる軽減に努めること。